浄化槽設置補助金・可否判定フロー

富士市に浄化槽を設置する

はい

設置場所は補助対象区域（下水道予定処理区域外）ですか？

概ね３年で下水道が整備される地域の建替えならば、既存の単独浄化槽が使用できる場合があります。下水道建設課で確認してください。

いいえ

下水道が７年以内に整備される区域ですか？

※下水道建設課で確認のこと

はい

はい

いいえ

専用住宅、もしくは延床面積の1/2以上居住部分を有する併用住宅ですか？

いいえ

はい

設置者は個人ですか？

はい

いいえ

専用住宅としての販売ですか？
（モデルハウスでも販売することがありますか）

いいえ

はい

浄化槽設置費補助金確認申請書（第5号様式）を浄化槽設置前に提出してください。

※事前にこの確認申請をしていないと売買成立時に補助金が交付されません。

賃貸目的の設置ですか？

はい

いいえ

補助対象です

× 補助対象とはなりません